

2021年12月1日

都道府県ライフセービング協会  
JLA加盟ライフセービングクラブ  
ライフセーバー 各位

JLA事務局  
JLA救助救命本部  
JLAアカデミー本部  
JLAスポーツ本部

## 動力船運用に関する通達 ～法令順守の徹底、船外機違法改造禁止～

公益財団法人日本ライフセービング協会では、保有する IRB や RWC などの資器材や技術・知識を活用して、各種スポーツの海上警備だけでなく、公的救助機関講習会や大規模災害派遣などの公益性ある事業を進めております。

一方、動力船の運用にあっては、関係法令順守は義務であり、違法行為は JLA、ライフセーバーの信用失墜を招きます。

水辺利用者ならびにライフセーバー自身の安全を確保するために、水浴場等での監視救助活動を含む動力船を使用するすべての活動において、法令順守を徹底してください。

### 記

#### 1. 法令順守の徹底

IRB や RWC などの動力船を使用するすべての活動（監視救助活動、指導、競技、練習等）において、法令順守を徹底してください。

#### 2. 船外機違法改造の禁止

別紙のとおり、25馬力2サイクル船外機の改造について、2021年11月1日に日本小型船舶検査機構に確認した結果、次の行為は違法となります。

- ・25馬力船外機のキャブレターを改造もしくは部品を離脱し、30馬力などにパワーアップもしくはその反対の改造。
- ・エンジン始動時に、船外機のシフトレバー（ニュートラル及び前後進のギア）がニュートラルでなく、ギアの入った状態で始動できる改造。

#### 3. 修繕や改造の許可・実施について

IRB や RWC などの動力船の修繕や改造を行う場合は、①JLA 所有の動力船の場合は JLA 担当本部長及び JLA 事務局長、②JLA 所有以外の動力船の場合は所有者もしくは所有クラブ長等の管理者許可を得てから実施してください。なお、JLA 所有以外の動力船を JLA 事業に使用する場合は、あらかじめ改造箇所等を JLA 担当本部長及び JLA 事務局長に報告してください。

#### 問合せ先

公益財団法人日本ライフセービング協会 事務局  
〒105-0013 東京都港区浜松町 2-1-18 トップスビル 1F 担当 川地  
TEL 03-3459-1445（平日 12 時～18 時） FAX 03-3459-1446  
e-mail info@jla.gr.jp

# 動力船運用に関する通達 法令順守の徹底、船外機違法改造禁止

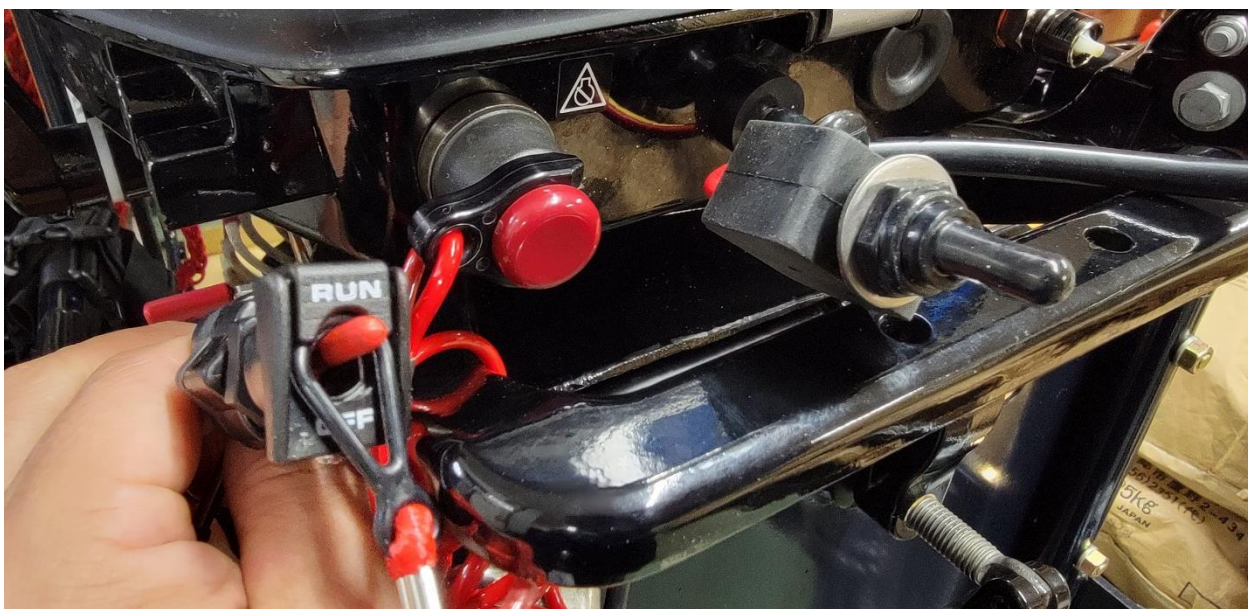
25馬力2サイクル船外機等の改造について、2021年11月1日、日本小型船舶検査機構に確認した結果、下記の通りの回答を得ました。

## 問1

船外機のキルスイッチの部分についてランヤードなどの仕様から、操船者が転落した場合の機能を有するが、型式承認登録（購入時の仕様）されている状態から、キルスイッチを改造し、ランヤードが付かない状態にし、ON,OFFのみのスイッチを本来のキルスイッチの場所に改造設置について。

## 回答

- 船外機の検査項目である技術要件に該当しない。
- 当該船舶はライフジャケットの指定もTYPE A になることからこの観点でも違法性なし。
- 一方、水上バイクである場合は、特殊小型船舶特則108条に緊急停止装置（キルスイッチの仕様）が定められているので、水上バイクのキルスイッチ離脱は船舶安全法18条1項の①に抵触し、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金となり前科が付くことになる。

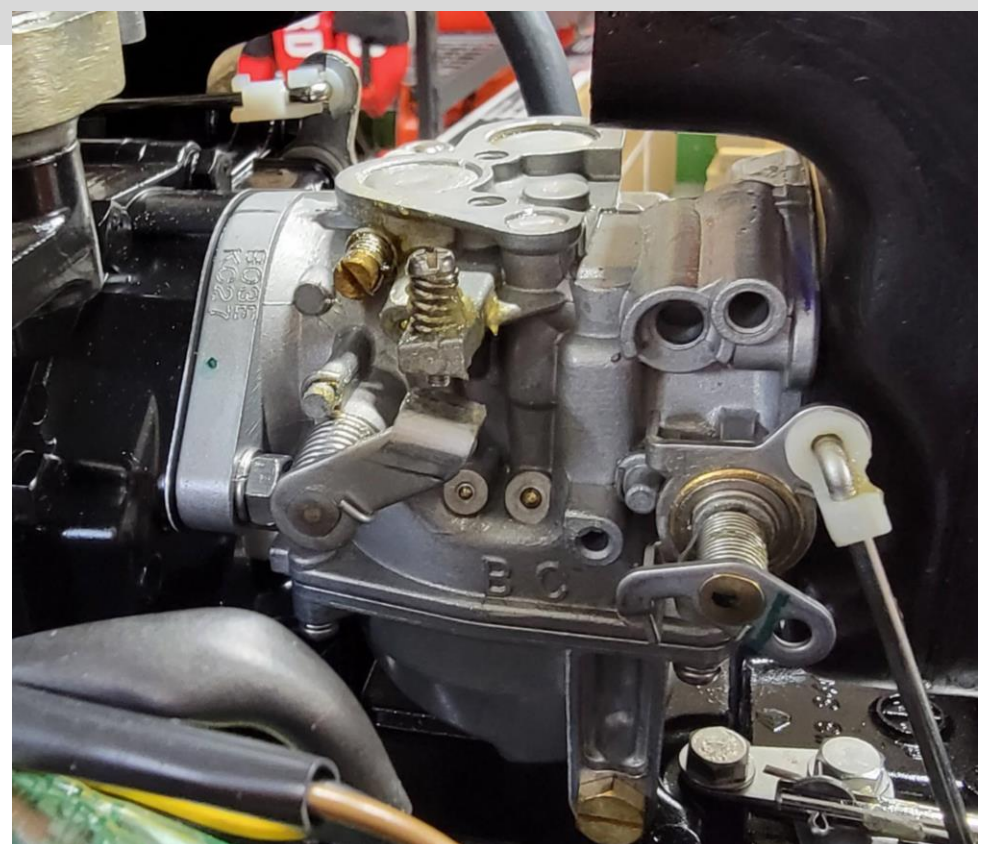


## 問2

25馬力船外機のキャブレターを改造若しくは部品を離脱し、30馬力などにパワーアップ若しくはその反対の改造について。

## 回答

- 船舶安全法施行規則 第19条2項4号
- 主機を取り替える改造又は修理（法による検査又は検定を受け、これに合格した船外機（海難その他の事由により当該検査又は検定を受けた事項につき船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）をあらかじめ管海官庁の指定した条件に従って取り替える改造又は修理を除く。）に抵触するため、届出のない船外機を使用していることとなります。
- 改造した船外機を使用した場合は、船舶安全法18条1項の①に抵触し、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金となり前科が付くことになる。



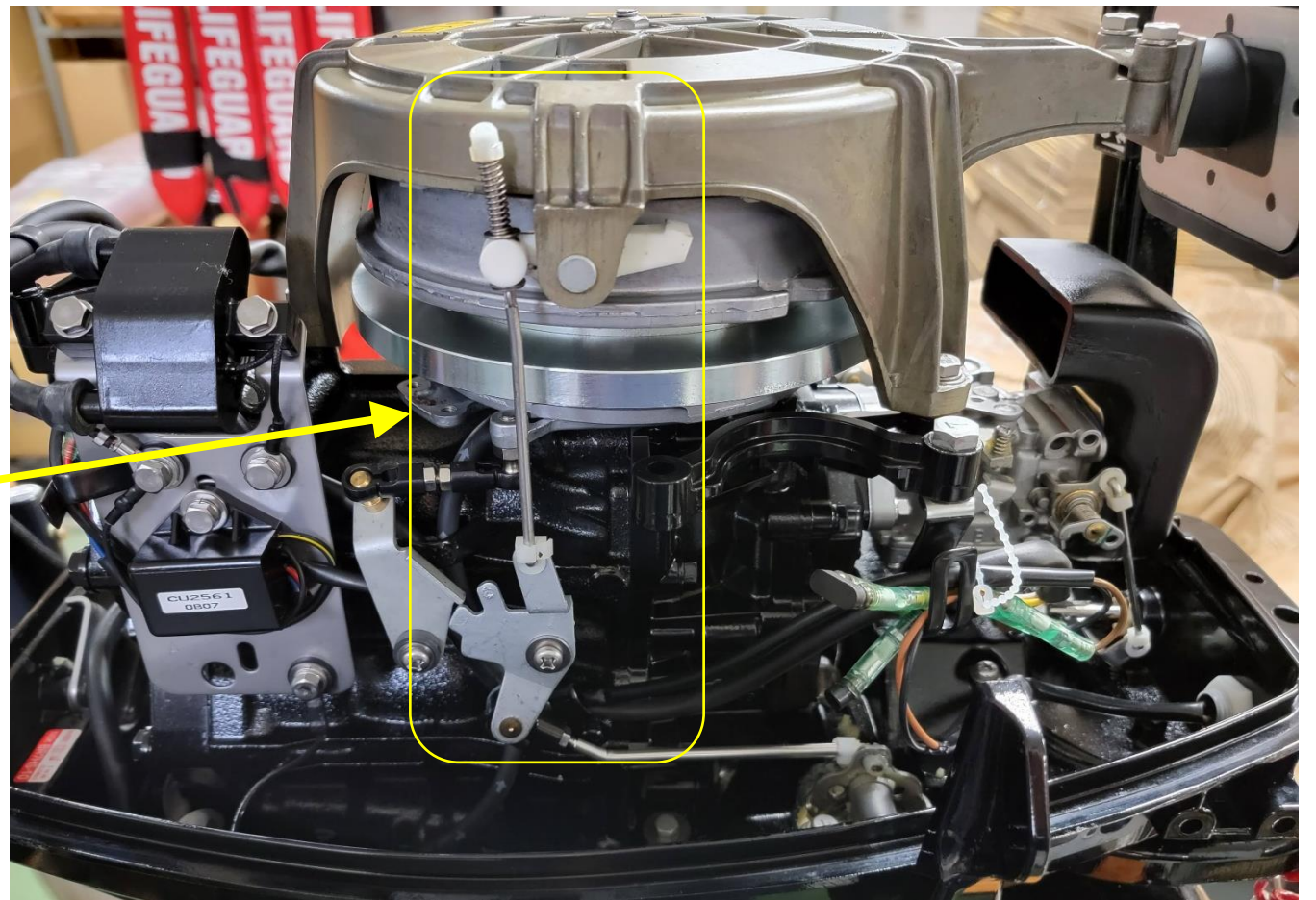
問3

当該船外機のシフトレバー（ニュートラル及び前後進のギア）において、エンジン始動時にニュートラルでなく、ギアの入った状態でエンジン始動できる改造をした場合について。

回答

- 速長比 =  $V/\sqrt{L}$  で示されています。〈V=速度、L=水線長（フィート）〉が3.6を超える船舶については急発進防止装置が備わっていないと船舶安全法に定められており、基準を満たさなかった場合は、船舶検査に合格しない。
- 金属製の運搬船などは10ノット程度の速力しかなく更には、艇の全長が長いので急発進防止装置の設置が定められていないことがあるが、ゴムボートは軽く、全長が短いので25馬力の船外機を設置した場合は確実に速長比3.6を超える。
- よって、改造しその艇を使用した場合は、船舶安全法18条1項の①に抵触し、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金となり前科が付くことになる。

この部分を外し、ギアが入った状態でもスターターロープが引ける改造を行うことは違法。



問4

船外機のチルトロックの仕様について、チルトロックできない状態に改造し使用した際の違法性について。

回答

- 船外機の検査項目である技術要件に該当しない。
- ただし、使用に関して後進などの操船時に、船外機が跳ね上がるなど危険な状態になるので、十分に注意して使用するよう促しますとのこと。
- これに伴う事故事例が多発していないので対象外となっている。この改造を行う事案をほとんど聞いたことがない。

この部分を外し、チルトロックが機能しないように改造すると、後進時に危険な状態となる。

